

再就職等規制に係るセルフチェックシート（問題編）

～一般職員向け～

再就職等規制に係る一般職員向け事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問題	解答欄
1	人事担当職員でなくとも、他の職員の再就職をあっせんしてはいけない。	
2	幹部職員の再就職をあっせんしてはいけないが、係長級の若手職員の転職ならあっせんしてもよい。	
3	事前に再就職等監視委員会の例外承認を受けた場合には、再就職のあっせんをすることができる。	
4	許認可や補助金、契約関係といった利害関係がない営利企業等に対しては、再就職のあっせんをしてもよい。	
5	国の側から人材を押しつける行為が問題なのであって、営利企業等から依頼を受けて職員を紹介することは問題ない。	
6	職員を営利企業等に紹介することはもちろん、営利企業等に空きポストがないか問い合わせるだけでも違反となり得る。	
7	再就職のあっせんをしても、営利企業等に断られてしまったら違反にはならない。	
8	自ら営利企業等と接触していなくても、職員の再就職をあっせんしている第三者に職員に関する情報を渡すだけで違反となり得る。	
9	特定の職員を推薦するものではなく、退職者一覧や、退職者も入った人事異動情報全体を営利企業等に渡す行為であっても、営利企業等において採用候補者の選定に使われることが分かっているならば、違反となり得る。	
10	営利企業等に再就職した元職員から、当該営利企業に関する行政処分や契約に関して依頼を受けた場合、その依頼を断っていれば自分がとがめられることはない。	

再就職等規制に係るセルフチェックシート（問題編）

～求職者向け～

再就職等規制に係る求職者向け事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問題	解答欄
1	利害関係は求職時点で自分が就いているポストの職務に照らして判断されるので、当該ポストの前職で契約を締結した相手方は利害関係企業等とはならない。	
2	利害関係企業等に履歴書を送る行為は違反になるが、募集情報の資料請求を行うだけであれば問題ない。	
3	契約の相手方や立入検査先などが利害関係企業等となるが、現時点で、ある営利企業との間で契約を締結していない、立入検査をしていないという状態であれば、当該営利企業に対して求職活動ができる。	
4	ある営利企業等が許認可の相手方の場合、形式審査しかしない職員にとってもその営利企業等は利害関係企業等となる。	
5	求職活動規制は、非常勤職員以外の全職員に適用される。	
6	利害関係企業等から転職しないかとスカウトされた場合、本省課長補佐級以上の職員は応諾すると規制違反になる。	
7	現職中の求職活動は、ハローワークや転職サイト等に任せていけば問題ない。	
8	事前に再就職等監視委員会の承認を得れば、利害関係企業等に求職することも可能となる。	
9	利害関係企業等に対して「再就職したい」という明示的な意思表示さえしなければ、違反にはならない。	
10	在職中に営利企業等の地位に就くことを約束した場合、速やかに任命権者に届け出なければならない。	

再就職等規制に係るセルフチェックシート（問題編）

～退職者向け～

再就職等規制に係る退職者向け事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問題	解答欄
1	元管理職職員が退職後に再就職した場合、退職後2年間は届出をしなければならない。	
2	退職後に再就職が決まった場合でも、再就職する前に届け出なければならない場合がある。	
3	管理職職員ではない再任用職員（暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員・定年前再任用短時間勤務職員）が退職する場合であっても、前に一度でも管理職職員であったことがあれば離職後2年間は届出の義務が生じる。	
4	自ら事業を立ち上げる場合でも、再就職の届出が必要となる場合がある。	
5	元管理職職員は、再就職の届出を一度出せば、その後は別の再就職をしたり再就職先で役職の変更があったとしても届出を出す必要はない。	
6	再就職先に対して予定されている処分について、離職時ポストの後任の職員に要請をしたいが、不正な内容を求めるものでなければ許される。	
7	元本省次官・局長級職員であっても、在籍したことの無い部局への働きかけなら許される。	
8	現役職員への働きかけが規制されるといっても、政策に意見をしたり、見聞きした業界の声を届けることはできる。	
9	再就職先を辞める際に、後輩の職員を再就職先に後任として推薦し、再就職先との仲介をした。すると、後日、再就職等監視委員会から当該後輩が求職規制違反行為をした疑いがあるため、証人として調査に応じるよう求めがあったが、求めに応じる必要はない。	
10	退職後であれば、現役職員から退職予定の職員に関する情報を聞き出して、人材を求めている取引先に提供しても、問題はない。	